

玉川村「アート+パフォーマンスによる集客事業」業務委託プロポーザル実施要項

1. 事業目的

現在、東日本大震災、福島原子力発電所事故から14年が経過したものの、依然として放射能に対する不安の声が聞かれるなど風評は根強く、さらにALPS処理水の海洋放出により福島県の観光・農産物に対する風評の再燃が懸念されるなど、県外に向けて正しい情報や本村の魅力を発信していかなければならない現状がある。

本業務では、本村において推進しているアート事業やアーバンスポーツ事業などを活用した、村独自のパフォーマンスイベントを開催し、県内外から数多くの観光者に来訪してもらえるよう、本村の魅力を発信し、今後の観光事業の推進を図ることを目的とする。

2. 委託内容

- ①委託名 玉川村「アート+パフォーマンスによる集客事業」委託業務
- ②委託内容 別添「玉川村「アート+パフォーマンスによる集客事業」委託業務仕様書（案）」のとおり
- ③委託期間 契約締結の日から2026年2月末日まで
- ④委託額 4,994千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 参加資格

このプロポーザルに参加が可能な事業者は、次の条件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本提示の日から選考までの間に、当村から玉川村指名停止等措置要領に基づく指名停止の処置を受けている期間がないこと。
- (3) 会社更生法第17条に基づき更正手続開始の申し立てがなされている事業者または民事再生法第21条に基づき再生手続開始の申し立てがなされている事業者（開始の決定がされたものを除く）でないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関していないこと。
- (5) 民法及び会社法に基づく単独の法人であること。なお、コンソーシアムで参加する場合には、代表者とされる者が契約手続きを行う窓口となること。

4. 参加申込書等の提出

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加する意思のある者は、次の必要書類を提出すること。なお、提出がない場合、本プロポーザルへの参加を認めない。

(1) 提出期限

2025年5月20日（火）17時まで（郵送又は持参）

※郵送による提出：封筒の表に「玉川村「アート+パフォーマンスによる集客事業」プロポーザル参加

申込書在中と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝除く）の 9 時～17 時。

(2) 提出物（各 1 部）

- ・参加申込書（様式 2）
- ・会社の概要がわかる資料（パンフレット可）（任意様式）
- ・実績調書（様式 3）
- ・官公庁や民間企業等での同種・類似業務の実績・成果がわかる資料（任意様式）
- ・コンソーシアムで参加の場合は、以下の書類を提出すること。

■コンソーシアム届出書兼委任状

■コンソーシアム協定書の写し

5. 質問等の受付

本実施要項及び仕様書（案）等の内容について不明な点が生じた場合は、下記へ質問すること。

(1) 受付期限

2025 年 5 月 26 日（月）17 時まで

(2) 提出方法

質問書（様式 1）により、電子メールでのみ受け付ける。

E mail : kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

※件名に「玉川村「アート+パフォーマンスによる集客事業」ポータルに関すること」と記載すること。

(3) 質問の回答方法

個別回答。ただし、必要に応じてホームページ上で公開する。

6. 企画提案書等の提出

参加申込書等提出後、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

2025 年 5 月 30 日（金）17 時まで（郵送又は持参）

※郵送による提出：封筒の表に**玉川村「アート+パフォーマンスによる集客事業」ポータル企画書
在中**と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝除く）の 9 時～17 時。

(2) 提出書類

様式は任意とする。但し、日本工業規格 A4 版又は A3 版とする。

①企画提案書：原本 1 部、写し 7 部

次の事項についての提案を含めることとする。

- 業務の取り組み方針
- 業務の進め方
- 業務内容への提案
- 実施体制：管理担当者、主担当者を明記する

○業務スケジュール

②見積書（事業経費積算書含む）：原本１部、写し７部

※企画提案書は、仕様書の委託業務内容を記載している各業務が、円滑かつ着実に遂行できる具体的な内容で提案すること。

7. 提出先

〒963-6392

福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9 玉川村役場企画政策課 宛

※参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出すること。

8. プレゼンテーション及びヒアリング実施

企画提案書等提出後、参加者から企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、参加しなかった場合は採点を行わない。

（1）開催日時及び会場

2025年6月2日（月）から6月6日（金）の間 ※日時及び場所については、別途通知する。

（2）時間構成

プレゼンテーション 20分以内、質疑応答 10分程度、計 30分程度

（3）留意事項

説明に機材が必要な場合は、提案者側が準備すること。

9. 審査

（1）審査方法

提案された企画書等及びプレゼンテーションでの説明、質疑応答の内容を総合的に判断し、契約候補者を選定する。

（2）評価視点

別紙の採点基準表を参照。

（3）選考結果の通知・公表

2025年6月9日（月）以降

審査の結果については、プロポーザル参加事業者すべてに文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

10. 契約締結

（1）審査により決定した契約相手方候補と、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議、合意したのちに契約を締結する。

（2）契約金額は協議結果に基づき仕様書の変更を検討し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限金額を超えないものとする。

1 1. 本事業の日程

内 容	日 程
募集開始	2025 年 5 月 12 日（月）
参加申込書等の提出〆切	2025 年 5 月 20 日（火）
質問の受付〆切	2025 年 5 月 26 日（月）
企画提案書等の提出〆切	2025 年 5 月 30 日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング審査	2025 年 6 月 2 日（月）～6 月 6 日（金）
選考結果の通知・公表	2025 年 6 月 9 日（月）以降

1 2. 担当部署

本プロポーザルに関する質問、提出書類等の受付は下記とおりとする。

担 当：玉川村役場企画政策課

所在地：〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷 9 番地

電 話：0247-57-4628（直通）

F A X：0247-57-3952

E-Mail：kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

(別表)

採点基準表

審査評価項目		評価のポイント	採点	配点
業務の理解度	事業の目的、主旨の理解度等	・全体の目的、主旨を理解した提案がされているか。 ・本業務の目的を理解した上で、仕様書に記載する業務内容を網羅しているか。	0・1・2・3・4・5	×2
応募者の実施体制	過去に類似業務の実績、専門知識・経験	イベント運営等に係る遂行実績があるか。類似業務の受注実績や、経験やノウハウを活かすことのできる実績があるか また、実績として挙げた業務は本業務に活かすことができるものか	0・1・2・3・4・5	×1
	業務実施体制	業務を適切かつ確実に執行できる能力（体制、経営基盤、人材等）、必要となる専門家等のネットワークが示された体制を提案しているか	0・1・2・3・4・5	×1
企画提案書の内容	イベント開催	イベント内容について、村の観光・特産品等の幅広い魅力を発信できる内容となっているか。	0・1・2・3・4・5	×4
		イベント内容について、十分に集客ができる魅力的な提案がなされているか。また、集客力があるパフォーマーが提案がなされているか。	0・1・2・3・4・5	×3
	認知度向上・魅力発信PR	PRについて、効果的なPR方法を提案されているか。	0・1・2・3・4・5	×2
		PRツールについて、効果的なツールが提案されているか。	0・1・2・3・4・5	×3
	効果測定	各業務について、定量的に効果を測定できる提案がなされているか。	0・1・2・3・4・5	×1
スケジュール	業務計画の的確性	具体的で適切なスケジュールが示されているか。	0・1・2・3・4・5	×2
見積価格	見積額の妥当性	提案内容に沿った適切な見積額となっているか。	0・1・2・3・4・5	×1